

松原市市制施行70周年記念事業業務委託仕様書

1. 業務名称

松原市市制施行70周年記念事業業務（以下「本業務」という。）

2. 目的

令和7年2月1日（土）をもって、松原市（以下「本市」という。）が市制施行70周年を迎えるに当たり、イベント開催（※）や記念誌作成等の記念事業に係る業務を一括して事業者に委託する。

民間事業者の客観的な視点を取り入れることにより、市民がより一層強く一体感をもって祝うことができる記念事業を展開するとともに、同年中に開催を予定している2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の機運の高まりを本業務に活かし、この70年で培った本市の魅力や、市内のみならず市外・海外にも発信し、市内においては市民の「誇り」「愛着」の醸成、また市外・海外に対しては交流人口・関係人口の増加を図り、次の10年また未来に向けた本市の発展に繋げることを本業務の目的とする。

※なお、イベント開催について、「記念式典」の開催は本業務に含めないものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4. 委託金の上限額

90,838,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳 令和6年度：51,667,000円以内 令和7年度：39,171,000円以内）

5. 年度ごとの業務内容

年度ごとの業務内容は以下のとおりとし、詳細については「7. 各業務の詳細」を参照すること。

【令和6年度】

（1）会議の運営支援

（2）イベント開催

- ・令和7年度のイベント開催に向けたプレイベントの実施
- ・令和7年度のイベント開催に向けたモニタリング（検証及び検証結果の次年度活用）

（3）プロモーション

- ・多様な媒体を用いた市制施行70周年記念に係る広報と本市への誘客促進
- ・市制施行70周年記念ロゴマークの公募

(4) 記念誌作成

- ・令和7年度の記念誌作成に向けた取材、写真撮影、原稿執筆

(5) 自主事業の提案及び協賛金の取扱

(6) その他本事業の運営に必要な業務

【令和7年度】

(1) 会議の運営支援

(2) イベント開催

- ・令和6年度のプレイベントを拡大した市制施行70周年記念イベントの実施

(3) プロモーション

- ・多様な媒体を用いた市制施行70周年記念に係る広報と本市への誘客促進

(4) 記念誌作成

- ・記念誌作成に向けた取材、写真撮影、原稿執筆

- ・記念誌作成及び納品

(5) 自主事業の提案及び協賛金の取扱

(6) その他本事業の運営に必要な業務

6. 本業務の実施方針

市民が一体感をもって市制施行70周年を祝い、また市外・海外にも本市の魅力を発信するには、本市の特徴を踏まえたうえで、明確なブランドイメージを示し、エリア全体の価値を高めることが重要である。

本市の魅力を掘り下げるとともに、以下の要素を取り入れ、一貫性をもったブランディング戦略のもと計画を提示し運営すること。

(1) 「誇り」「愛着」醸成	・市民が楽しみ、心に残るような企画をすること。 ・市民が改めて本市に誇りと愛着を感じ、帰属意識が高まる企画をすること。 ・本市の地場産業、地域団体、教育機関、ゆかりのあるアーティスト等と企画段階から協働すること。 ・日常的に地域コミュニティと繋がる機会が希薄な市民の参加・来場を促進する工夫も盛り込むこと。
(2) SDGs 推進、大阪・関西万博の機運醸成	・本市では SDGs 推進に取り組んでいる。また、大阪・関西万博が開催予定であることから、SDGs に対する世間の関心は一層高まるものと考えられる。本業務においても、大阪・関西万博の機運醸成を図り、SDGs 推進に取り組み、そのことが視える工夫をすること。

(3) 市外・海外への魅力発信	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪・関西万博開催に伴い、国内外の来場者が増加する機会を捉え、国内旅行者や訪日外国人を本市に誘客し、本市の魅力を伝える企画をすること。 ・また、市外・海外にも本市の魅力を発信し、本市の認知度向上に繋がる提案をすること。
-----------------	---

7. 各業務の詳細

(1) 会議の運営支援

本業務の推進に向け、市職員で構成される「松原市市制施行70周年記念事業プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)の会議の運営支援を行うこと。事業全体のスケジュールの進捗や各決定事項については、プロジェクトチームの会議において確認すること。

会議は年5回程度とし、会議の実施スケジュール等については、事業の進捗状況等に応じ、本市と事前に調整すること。なお、資料作成のほか、会議にかかる費用は受託者の負担とする。

また、事業の実施にあたり、地域団体や教育機関等関係団体との連絡調整にかかる会議の運営を行うこと。

(2) イベント開催

①実施方針

令和6年度プレイベント（市制施行70周年記念イベントに向けたプレイベント）

開催日時：令和7年1月31日（金）までに実施すること。

開催会場：本市公共施設や民間集客施設で実施すること。

令和7年度イベント（プレイベントを拡大した市制施行70周年記念イベント）

開催日時：大阪・関西万博の開催予定期間（令和7年4月13日（日）～令和7年10月13日（月）予定）に実施すること。

開催会場：本市公共施設や民間集客施設で実施すること。

いずれのイベントにおいても「6. 本業務の実施方針」に基づき、市民や市内の団体・事業者との協働、また本市の観光親善大使等を起用した企画も含め提案をすること。また、夜間のドローンショー、プロジェクションマッピング等、本市の市民だけでなく、市外・海外にも本市を印象付ける画期的な企画も取り入れること。

ただし、最終的なイベント開催日時、会場、実施内容及び出演者等については、本市と協議のうえ決定するものとする。

②来場者数

目標来場者数を提示すること。

③モニタリング

各年度のイベントの来場者や市民等に対しアンケート調査を実施し成果を測ること。

アンケート内容等については、協議のうえ決定するものとし、アンケートの回収促進を図るため、電子アンケートを活用する等の工夫を行うこと。

また、各年度のイベントの来場者数、経済効果及び広告換算値等について検証し、成果・効果を具体的に記した報告資料を作成すること。

なお、令和6年度プレイベントで実施したモニタリング結果を踏まえ、令和7年度イベントの改善を行うこと。

④雨天等の対応

特に屋外でイベントを実施することを提案する場合は、雨天等、天候状況に応じた対策（代替案等）を提案すること。

(3) プロモーション

①実施方針

単なるイベント開催の宣伝に留まらず、本業務及び本市の市制施行70周年記念に係る事業も含め全体的な広報を展開すること。また、「6. 本事業の実施方針」を踏まえた、戦略的なPR方法を企画・実施すること。

なお、広報媒体については、ポスター、チラシだけでなく、マスメディアやソーシャルメディア等、多様な媒体を有効的に活用し、効果的な周知を図ること。

②市制施行70周年記念ロゴマークの公募

本業務及び市制施行70周年記念に関連する本市の事業において、広報や記念品の製作等、様々な場面で活用することを目的とすることから、契約締結後ただちに市制施行70周年記念ロゴマークの公募を行うこと。公募にあたっては、各種媒体を活用し、効果的な周知に繋がる告知手法を提案すること。なお、選定については、プロジェクトチームの会議にて行うものとする。

③誘客促進

松原市市制施行70周年記念イベントの開催や、70年で培った本市の魅力を、国内及び海外から大阪・関西万博に来場する人々にPRし、本市への誘客促進を図るプロモーションを行うこと。

(4) 記念誌作成

①企画及び構成

- ・市制施行70周年記念に係る事業について、本業務の内容に加え、記念式典や市民協働で行われた本市のイベント等も構成に含めること。
- ・行政、産業、教育機関、地域社会、芸術文化などにも広くスポットを当てること。
- ・「6. 本業務の実施方針」も踏まえた内容とすること。
- ・なお、完成した記念誌は、電子データにより、本市ホームページ等で広く一般に公開する。また、必要に応じてプリンター等で印刷することを想定し印刷が可能な規格で作成するものとする。

②取材、写真撮影、原稿執筆

「①企画及び構成」に基づき、次の内容を含め必要な取材や撮影を行ったうえ、原稿執筆等の作業を行うこと。

- ・資料及び素材の収集
- ・肖像権や著作権に係る必要な手続き
- ・出演者、協力者、撮影地への交渉及び許可
- ・使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

③編集

- ・図表、写真等を用いて視覚に訴えるデザイン及びレイアウトとすること。
- ・ユニバーサルデザインフォントを基本とし、基本文字以外に大小サイズ、書体を多数使用できること。
- ・初校から校了まで何度でも校正ができる体制を整えること。

④規格

- ・サイズ A4版縦を基本とする。
 - ・頁数 30頁程度とし協議のうえ決定するものとする。
 - ・書体 ユニバーサルデザインフォント中心
- ※その他、記念誌の公開にあたり、効果的な方法があれば提案すること。

⑤作成及び納品

- ・記念誌の印刷及び製本（50部）
 - ・電子データ 記念誌完成品（PDF及び編集可能な形式）、画像ファイル（JPEG形式）
- ※「④規格」に基づき本市が指定する場所に納品すること。

（5）自主事業の提案及び協賛金の取扱

本市は本業務において契約金額以上の費用を負担しない。

受託者は、事業趣旨を逸脱しないよう留意したうえで、自主事業の提案を少なくとも1本以上提案すること。なお、事業内容の拡充を目的として、協賛金を充てることができるものとする。この場合、協賛金の見込み額、実現の可能性及び協賛金を得て追加される内容等について提案書に記載すること。

なお、協賛金の不足等があった場合も委託料の増額は行わない。

（6）その他本事業の運営に必要な業務

- ・関係先への協議・協力依頼・届け出
本業務において必要な関係先に協議・協力依頼・届け出を行うこと。施設・会場等の使用を伴う場合も、関係機関に適切な届出を行い、許可を得ること。
- ・会場設営・撤収
- ・救護所の設置
- ・駐車場及び駐輪場の設置
- ・会場内やステージ等で使用する電気にかかる電源の確保
- ・安全確保

安全確保のため、交通規制、雑踏警備、テロ対策、地震等の予期せぬ自然災害対策等、各会場及び周辺エリアにおける警備計画を立案し実行すること。

混雑における事故や会場内ブースの火気取扱等による事故及び熱中症等の発生を防ぐための対策を行い、来場者の安全を確保すること。また、事故が発生した場合、迅速に対応すること。

会場内や周辺の警備、巡回、来場者の案内・誘導、清掃、万一事故が発生した場合の適切な対応等を行うため、各所に適正な人員を配置すること。

- ・会場清掃（イベントにおいて発生した廃棄物は、受託者が適正に処分すること。）

- ・事件・事故対策

必要な保険（傷害、賠償、死亡、熱中症等）の加入、事件・事故防止及び対応を行うこと。

8. 業務計画書及び業務完了報告書の提出

(1) 業務計画書

契約締結後から30日以内に、業務計画書を作成すること。

業務計画書には、業務体制、本事業のブランディング戦略案、スケジュール等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載すること。

(2) 業務完了報告書

年度ごとに業務完了報告書を作成し、各年度の業務完了後20日以内に提出すること。

業務完了報告書には、契約書及び業務計画書に基づいた、本業務の実施結果、収支及び費用対効果を記載すること。

9. 著作権について

本業務において作成した成果品に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は市に帰属するものとする。

10. 委託料の支払について

委託料は業務完了報告書を提出後、市が検査を実施し、検査に合格した旨の通知を受けた場合、請求を受理した日から30日以内に支払うものとする。

11. 再委託について

(1) 受託者は、委託業務の中核となる総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。また、業務のうち一部を再委託する場合、市に事前に承認を受けること。

(2) 再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務にかかる責任の分担をあらかじめ取り決めておくこと。

(3) 再委託にあたり、市内事業者の活用に努めること。

1 2. 調査等

市が必要と認めるときは、受託者に対し本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。

1 3. 業務遂行上の注意

(1) 受託者は、効率的な業務の遂行のために市と密接な連携を図り、市の意向を把握しながら作業を行うこと。

(2) 業務遂行上で懷疑が生じた場合や、業務上重要な事項の決定、また本仕様等に定めのない事項については、あらかじめ市と協議のうえでの指示又は承認を受けること。

(3) 本業務における計算の根拠、関係資料などはすべて明確にしておくこと。

1 4. 特記事項

(1) 本業務を遂行するうえで関連する法規がある場合は、それらを遵守すること。

(2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報については、厳重に管理し、無断で第三者に開示しないこと。

(3) 本業務を通じて知り得た情報は機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、また第三者に提供してはならない。また、本業務によって作成した資料については、市の了解なく使用、公表してはならない。

1 5. その他

本仕様書に定めのない事項は、市との協議によって決定する。